

労働安全衛生法による技能講習等の申込みについて

本籍地の記入が不要になります！

- 平成 29 年 4 月 1 日から「労働安全衛生規則」が改正されます。
- これにより、労働安全衛生法に基づく技能講習・安全衛生推進者等養成講習の受講申込み手続きの際に、本籍地欄への記入が不要となります。
- また、既に修了証を取得している方が本籍地を変更された場合も、本籍地の書き換えが不要となります。

《 対象の講習 》

- 全ての技能講習 安全衛生推進者 衛生推進者

《 本人確認書類として添付できるもの 》

- 自動車運転免許証（表裏）
- 健康保険被保険者証（表裏）
- 労働安全衛生法等に基づく免許証 又は 技能講習修了証（表裏）
- 住民票 又は 住民票記載事項証明書
- パスポート
- 外国籍の方は、在留カード 又は 特別永住証明書のいずれかひとつを添付してください。

※現在の氏名及び生年月日が記載されている上記のものに限ります。

※当該講習の申し込み手続きの際には、上記のうちいずれかの写しを添付してください。